

# 歯科特殊健康診断 を実施していますか？

労働安全衛生法第66条第3項の定めにより、事業者は、健康に影響を及ぼす有害な物質を取り扱う労働者に対し、歯科医師による健康診断を定期的実施しなければなりません。当該業務に従事する人数や取扱い物質の多少にかかわらず歯科特殊健康診断を実施すること、労働基準監督署への報告義務があります。

## 歯科医師による健康診断が義務付けられています。

### 【対象となる有害物質】

塩酸 硝酸 硫酸 亜硫酸 フッ化水素 黄りん

その他、歯または歯周組織に有害な物質等があります。

事業者にとって  
50万円以下の  
罰金付き規定です。



### 申込方法

福島県歯科医師会まで所定の様式にてお申込みください。

申込先 〒960-8105 福島県福島市仲間町6番6号

TEL.024-523-3266 FAX.024-524-1323

申込書 別紙1「事業所歯科健康診査実施申込書」

- ▶ 申込書は本会WEBサイトからダウンロードできます。
- ▶ 担当歯科医師の診療所または事業所内での健診実施となります。

福島県歯科医師会



検索

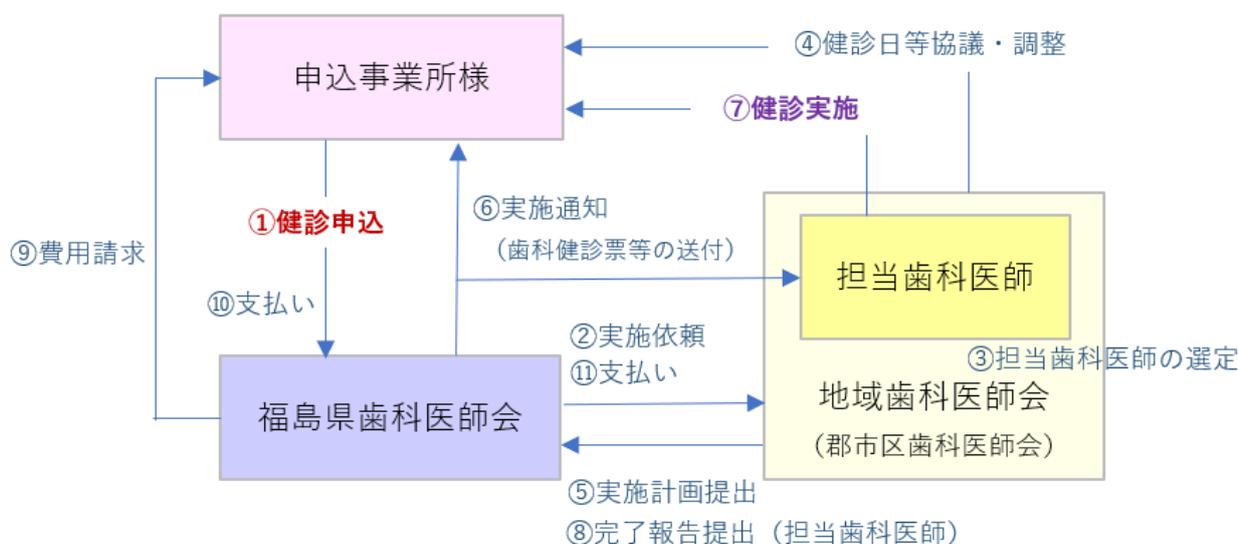
(<http://www.fda-online.or.jp>)



福島

公益社団法人福島県歯科医師会  
TEL 024-523-3266 FAX 024-524-1323

## < 健診実施の流れ >



## < 本会実施の歯科特殊健康診断 >

労働安全衛生法に基づく、特定の有害物を取り扱う労働者や、有害な作業環境下で働く労働者に対する健康診断に対応します。

対応範囲	該当する口腔所見のスクリーニング検査 ※ 検査の結果、業務に起因することが疑われる口腔所見が認められた場合、事業所による精査が必要となります。
結果報告	「歯科特殊健康診断報告書」を提示します。

## < 健診費用 >

1人あたりの健診手数料（税込）	
歯科特殊健康診断	3,630円

2023/4/1改定



福島